

尿中馬尿酸：食品添加保存料〔安息香酸〕の摂取

環境・健康

トルエンは体内で代謝され安息香酸を経由して馬尿酸として尿中に排泄されます。トルエンの中間代謝産物の安息香酸は、食品添加物〔保存料〕として使用されています（下記表）。清涼飲料水等に保存料として安息香酸が添加されているかどうかは、食品の容器等に表示されている原材料あるいは成分により確認することができます。

食品から摂取した安息香酸は、代謝され尿中に馬尿酸として排泄されるため、トルエンのばく露がない作業員でも、その摂取量と検体尿採取のタイミングなどによっては尿中馬尿酸の分布区分が『2』或いは『3』となることがあります。

安息香酸・安息香酸ナトリウムの使用基準

品名	使用基準 (安息香酸として)	使用制限
キャビア	2.5 g/kg	
マーガリン	1.0 g/kg	ソルビン酸又はその塩類を併用する場合は、ソルビン酸としての使用量の合計量が 1.0 g/kg 以下
清涼飲料水 シロップ しょう油	0.60 g/kg	
果実ペースト 果汁	1.0 g/kg	安息香酸ナトリウムに限る

(食品衛生法：食品添加物の使用基準)

kes サポート

課題	kes サポート
尿中馬尿酸の検査値に影響する食品の摂取	情報の提供など
作業員のトルエンのばく露状況の調査	尿中トルエン、血中トルエンの検査
	個人ばく露モニタリング（トルエン）